

群馬大学医学部附属病院脊椎脊髄センター規程

令和 7. 4. 2 制定

(設 置)

第1条 群馬大学医学部附属病院に、難治性脊椎脊髄疾患の治療に関して、関係診療科の連携を推進するとともに、各診療科が得意とする分野を生かした対応を推進するため、群馬大学医学部附属病院脊椎脊髄センター（以下「センター」という。）を置く。

(業 務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本院における難治性脊椎脊髄疾患の治療に関すること。
- (2) 難治性脊椎脊髄疾患の患者及びその家族の相談支援に関すること。
- (3) 難治性脊椎脊髄疾患の治療を行う専門医の医療・研究の質に関すること。
- (4) アドバイザリーボードを設置し、専門医教育・医療の質や安全性の確保・研究の推進を図ること。
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事項。

(職 員)

第3条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) その他センター長が必要と認める者

2 センター長は、病院長が指名する者をもって充て、センターを代表し、センターの業務を掌理する。

3 副センター長は、センター長が指名する者2名をもって充て、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、あらかじめセンター長が指名した副センター長がその職務を代行する。

(委員会)

第4条 センターの円滑な運営を図るため、センターに群馬大学医学部附属病院脊椎脊髄センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、センターの運用に関する事項を審議する。

(組 織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長 2人
- (3) 関係診療科から選出された教員 若干人
- (4) 看護部から選出された者 若干人
- (5) 医事課から選出された者 1人
- (6) 群馬大学医学部附属病院の職員以外の者で脊椎脊髄疾患の治療や研究に長けている者 若干人
- (7) その他委員長が認めた者 若干人

(任 期)

第6条 前条第3号から第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期

は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務)

第9条 センターの事務は、昭和地区事務部医事課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、令和7年4月2日から施行し、令和7年4月1日から適用する。